

特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の 学級編制標準の改善を求める意見書（案）

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2008（平成20）年度の11万2334人から2018（平成30）年度には14万3379人と、10年間で3万1045人増えています。（平成30年度学校基本調査）一方、学校数は2008年度が1026で2018年度が1141校と115校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。特別教室がない学校では、音楽も、図工・美術も、作業学習もすべて普通教室で行わなければなりません。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけがないことです。「設置基準」とは「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では12～18学級が「標準」とされ、それ以上は「過大校」扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設はすすんでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2008年度12万4166人から2018年度25万5520人と2.1倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

よって、〇〇〇議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1、特別支援学校の設置基準を策定すること
- 2、特別支援学級の学級編制標準を改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2019年〇〇月〇〇日

〇〇〇議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣

} 宛て